

農畜水産業生産性向上緊急対策事業実施要領

第1 事業の目的

市内の農畜水産業者は、中東情勢の影響による資材価格や燃油価格の高騰に直面しており、経営環境が大きな影響を受けている。また、近年の高温常態化により、農産物の収量減少や品質低下、乳牛の乳量減少や肉牛の肉質低下、水産物の漁獲量減少など、生産活動への影響が顕在化している。一方で、これらのコスト増加や生産性低下を、生産物の価格に十分転嫁できていない状況にある。

このような状況を踏まえ、市内農畜水産業者が持続的かつ安定的に経営を継続できる環境を整備するため、生産性向上に資する機器・設備等の導入による省力化・高効率化を推進し、農畜水産業経営の安定化を支援するとともに、生産基盤の維持・強化を図る。

第2 事業内容

資材価格高騰や気候変動などに対応し、持続可能な農畜水産業の実現に向け、生産性向上や生産力の底上げに資する「栽培環境改善」、「ハウス・畜舎環境最適化」、「農作業の効率化」、「漁業活動の省エネ・省力化」を目的とした機器・設備等の導入に係る費用の一部を補助する。

対象となる機器・設備等は別表に定めるものに限る。なお、機器・設備等の導入場所は神戸市内に限る。

第3 事業実施の要件

補助金交付を受けることができる者（以下、「補助対象事業者」という。）は、神戸市内に住所または主たる事業所を有し、かつ、神戸市内において農畜水産業を営む者で、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

(1) 農畜産業タイプ

前年（1月～12月）の農産物販売金額が300万円以上の販売農家のうち、

農業分野：原則として、地域計画に位置付けられている販売農家

畜産業分野：畜産業を営む販売農家

(2) 水産業タイプ

漁業または養殖業を行っている神戸市内の漁業協同組合に属する組合員

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金交付を受けることができない

(1) 市税の滞納がある者

(2) 暴力団・暴力団員等に該当する者

(3) 法令違反や営業停止処分等に該当する者

(4) 同一事業について他の公的補助金を受けている者

- 3 事業実施にあたっては、事前に2社以上の見積もりを取得の上、安価な方を採用し、機器・設備等を導入すること。

第4 補助率及び補助金額

補助率及び補助金の額は、予算の範囲内において、次のとおりとする。

(1) 農畜産業タイプ

- ① 補助率は事業に要する費用の1/2以内とし、補助金額は上限50万円とする。
- ② 補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 水産業タイプ

- ① 補助率は事業に要する費用の1/2以内とし、補助金額は上限50万円とする。
ただし、塗料については、補助金額は上限20万円とする。
- ② 補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5 事業の実施

市長は、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）及び経済観光局農政関係所管補助金等の交付に関する要綱（以下「要綱」という。）の定めに従い、補助金交付を行うものとする。

第6 交付申請

補助対象事業者は、事業を実施する場合、次の書類を市長に提出するものとする

- (1) 補助金交付申請書（要綱様式第1号）
 - (2) 事業計画書（別紙様式1）
 - (3) 補助対象事業者の要件を満たすことが分かる書類
 - (4) その他市長が必要とする書類
- 2 前項の申請を行うことができるのは、補助対象事業者あたり1回のみとする。ただし、申請を取下げた場合、又は不採択の場合は、再度書類を整えて申請を行うことができる。
 - 3 第1項の申請は、次のとおりとする。
 - (1) 農畜産業タイプ
補助対象事業者は、原則、オンライン申請の方法（e-KOBE）により、市長に提出する。
 - (2) 水産業タイプ
補助対象事業者は、申請書類を神戸市内の漁業協同組合を通じて、市長に提出する。

第7 実績報告

補助対象事業者は、補助事業の実績を報告しようとするときは、補助対象事業が完了し

た日から起算して 30 日を経過した日、または令和 9 年 2 月 26 日のいずれか早い日まで
に、次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 実績報告書（要綱様式第 6 号）
- (2) 事業実施報告書（別紙様式 2）
- (3) その他市長が必要とする書類

2 前項の報告は、次のとおりとする。

- (1) 農畜産業タイプ

補助対象事業者は、原則、オンライン申請の方法（e-KOBE）により、市長に提出
する。

- (2) 水産業タイプ

補助対象事業者は、実績報告を神戸市内の漁業協同組合を通じて、市長に提出する。

第 8 その他

この実施要領に定めるもののほか本事業の実施に関し必要な事項は、経済観光局局长
（農政担当）が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和 8 年 9 月 18 日から施行する。